

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 26 回 総 会

平成 29 年 4 月 10 日

第26回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年4月10日(月)

午前 9時30分～

場 所 熊野市文化交流センター

多目的ルーム

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久

岡 田 住 夫 室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満

栗 原 清 志 杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美 大 橋 秀 行

辻 本 浩 規 福 岡 淳 史 浦 坪 昇 小 瀬 功

福 山 康 子 栗 須 幹 生

(欠席委員) 須 崎 誓 晤 山 口 政 高

(事務局) 事務局長 吉井 敬幸 農政係長 鈴木 健 係 竹原 千名

会議次第

1. 議事

承認事項 1. 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

同意事項 熊野市農業委員会の委員の辞任について

2. その他

議長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は23名であります。欠席の届出は、14番須崎委員、19番山口委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第26回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、3番山本委員、4番井谷委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

ここで、本年4月1日付けの人事異動により事務局の体制も変わりましたので、異動者の挨拶を受けたいと思います。新事務局長をお願いします。

(吉井新事務局長あいさつ)

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第26回総会総括表。承認事項、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は、3件で田2,362㎡、計2,362㎡でございます。合計は3件で田2,362㎡、総合計は、2,362㎡でございます。以上です。

議長 それでは、承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 承認事項1農業基盤強化促進法による利用権の設定について、平成29年3月10日とありますが、4月に訂正願います。

1番、育生町尾川字田ノ尻■■■■番、台帳田、現況田、面積1,269㎡でございます。利用目的といたしましては、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、井戸町■■■■さん。借受人は、育生町尾川■■■■さん。取り扱いは、熊野市農地銀行育生支店。期間は、公告の日から3年間で新規設定ということでございます。

2番育生町尾川字為水■■■■番、台帳田、現況田、面積469㎡でございます。利用目的といたしましては、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、育生町尾川■■■■

■さん。借受人は育生町尾川■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行育生支店。期間は、公告の日から3年間で新規設定ということでございます。次のページをお開きください。

3番紀和町矢ノ川字西地■■■番、台帳田、現況田、面積624㎡でございます。利用目的といたしましては、新姫栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、紀和町矢ノ川■■■さん。借受人は紀和町板屋一般財団法人熊野市ふるさと振興公社理事長河上敢二。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の日から5年間で再設定ということでございます。

承認事項1の1番、2番、3番については、いずれも農地の全ての効率的な利用、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番及び2番について、育生町お願いいたします。

20番（辻本委員） 20番、辻本です。

承認事項1の1番、2番について説明させていただきます。

内容につきましては、事務局から説明があったとおりです。現地は、1番、2番とも育生小学校前の県道を赤倉方面に約700mほど行ったところ。自宅より車で5分ほどのところであり。借受人の■■■さんは昨年まで別の田を耕作しておりましたが、水の便宜が悪いため所有者に返し、今回の申請となりました。また、農機具についてもすべて整っており、耕作意欲も十分あり、この案件につきましては地元委員として、何ら問題ないと思います。ご承認の程よろしくお願いいたします。

議長 次に、3番について、紀和町お願いいたします。

22番（浦坪委員） 22番、浦坪です。

承認事項1の3番について説明させていただきます。

内容につきましては、事務局から説明があったとおりです。新姫の栽培をしているところですが、5年間の再設定ということ。昨年からは新姫の気がなく、他の栽培についても放置している状況であります。振興公社は今後の方向は色々と考えていかなくてはならないと思いますが、再設定ということでございますので、地元委員としては特に問題はないと考えま

す。ご承認の程よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

(なし)

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、同意事項熊野市農業委員会の委員の辞任についてを議題とします。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。それでは、事務局に議題について説明をいたさせます。事務局。

事務局 同意事項熊野市農業委員会の委員の辞任について説明させていただきます。平成29年3月31日、14番須崎誓晤委員から、病氣療養中のため、4月10日付をもって、辞任したい旨の辞任届が提出されました。委員の辞任についての規定は、改正前の旧法を適用することとされており、その旧農業委員会法第16条で、委員は正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができるかと規定されております。正当な理由には、自らの意思による辞任も当然含まれ、農業委員会の同意は、総会の決議によって行うこととされており、本日の総会の同意事項として提案させていただきました。なお、これに伴う委員の補充については、改正農業委員会法の附則第29条第2項の規定で、現在の農業委員は、次の任期満了の日までに間に限り、なお従前の例により在任するものとするかとされていることから、補充はできないことになっております。以上事務局からの説明を終わります。

議 長 それでは、お諮りいたします。14番須崎誓晤委員から提出されました辞任届につきまして、同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、14番須崎誓晤委員から提出されました辞任届につきましては、同意することに決定いたしました。

議 長 これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等は、すべて議了いたしました。ほかに何かございませんか。

(な し)

議 長 それでは、事務局から連絡事項がございます。 事務局。

事務局長 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

お手元に、平成29年度の農業委員会活動記録表をお配りさせていただいておりますので、今年度も記録のほうよろしく願いいたします。また、昨年度分をまだ提出されていない方につきましては、事務局のほうへ届けていただきますようお願いいたします。

次回の現地調査は、5月1日、月曜日、午前8時30分に市役所を出発いたしますので、関係される委員さんにはよろしく願いいたします。

また、次回の第27回総会は、5月10日、水曜日、午前9時30分から、市民会館での開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

議 長 これをもちまして、第26回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前9時41分)

議事録署名委員

3 番 委 員

4 番 委 員

会 長